

# 平成27年度 個人所得税確定申告に 関する改正

平成27年度個人所得税確定申告を行うにあたり、改正となった主な事項を教えてください。

個人所得税確定申告を行うにあたり、平成27年度から適用される主なものは以下のとおりです。

## 1. 平成24年度改正のうち、平成27年分の所得税から適用される主なもの

国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則規定が設けられました。国外財産調書とは、平成26年1月から施行されている制度で、居住者が12月31日において5,000万円を超える国外財産を有する場合に、その財産の種類、数量及び価額その他必要な情報を記載したもので、翌年の3月15日まで提出しなければならないこととされています。

平成27年1月1日以降の違反行為から、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となりますが、国外財産調書の提出期限の不提出については、状況により、その刑を免除することができることとされています。

## 2. 平成25年度改正のうち、平成27年分の所得税から適用される主なもの

所得税の税率改正が行われました。下表のとおりです。

改正前		改正後	
課税される所得金額	税率	課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%	195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%	330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%	900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%	4,000万円以下の金額	40%
-	-	4,000万円超の金額	45%

なお、上記改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表及び賞与に関する源泉徴収額の算出率の表も改正されています(平成27年1月1日以降支払い分について適用済みです)。

## 3. 平成26年度改正のうち、平成27年分の所得税から適用される主なもの

公的年金に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金の支給を受けるものはこの制度を適用できないこととされました。このため、外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で、国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金に掛ける法律の規定による社会保険又は共済制度に類するものに該当する場合には確定申告が必要となります。

なお、上記以外の方については(その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合)、確定申告の必要はありません。

福岡商工会議所 5階特別会議室のご案内

大規模会議、役員会議、記者会見に最適!!

会員なら当所5階特別会議室が  
割引料金でご利用いただけます!

スクリーン  
(大)  
1台無料

各席  
固定マイク  
無料



60名ゆったりお座りいただけます。  
特別仕様の会議室で特別な時間をお過ごしください。

■5F 特別会議室料金(平日ご利用の場合)※消費税8%込

	午前9~12時	午後13~17時	1日(9時~17時)
会員	43,416円	54,216円	69,444円
一般	78,148円	97,524円	124,956円

お問い合わせ 総務・人事グループ(ビル担当) TEL 092-441-1116  
URL : <http://www.fukunet.or.jp/rooms/>